令和4年矢板市議会定例会 第386回随時会議

報告事項説明書

令和5年4月

矢 板 市

報告事項説明書

令和4年矢板市議会定例会第386回随時会議に報告いたします事項について、 御説明申し上げます。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号 市長の専決処分事項報告については、 専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第3号 矢板市都市計画 税条例の一部を改正する条例及び専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布されたことに 伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正しましたので、法の定め るところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法(抜粋)

(議会の委任による専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを 議会に報告しなければならない。

報告第4号 市長の専決処分事項報告については、令和5年1月28日、栃木県 矢板市扇町二丁目1519番4地先の認定外道路上において発生した車両事故によ る相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を245,492円と定 め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法(抜粋)省略